

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1オの表に次のように加える。

し尿等処理施設の広域的利活用	取組の内容	環境への負荷を軽減し、循環型社会の形成を目指すため、し尿等処理施設の広域的利活用により、一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。
	甲の役割	し尿等処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、施設・設備の整備を行う。
	乙の役割	甲のし尿等処理施設の管理運営、し尿等の処理等に対し、応分の経費を負担する。

別表第2中イの表をウの表とし、アの表をイの表とし、同表にアの表として次のように加える。

ア 地域公共交通

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の公共交通の充実を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

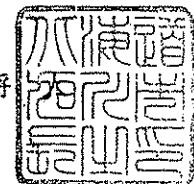
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月21日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 川野 恵子

